平成２２年（フ）第５０７号
埼玉県川口市戸塚境町16番３号
債務者　釜付　宏道
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５０８号
埼玉県川口市戸塚境町16番３号
債務者　釜付　裕美
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５６５号
さいたま市北区東大成町１丁目159番地５―203
債務者　岡村　浩道
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５７６号
さいたま市西区大字佐知川124番地６
債務者　松田　芳子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５８１号
さいたま市中央区本町東３丁目４番７号　ときわ荘201、旧住所さいたま市中央区新中里３丁目７番26号　中里ハイツ302号
債務者　菊池　誠一
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５８９号
埼玉県川口市芝富士１丁目14番12号　プチハウス201号、旧住所埼玉県川口市芝新町９番10―603号　わらびマンション
債務者　今野　義和
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５９９号
埼玉県北本市中丸５丁目88番地　Ｊコーポ関口102
債務者　宇嶋　　正
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６０２号
埼玉県鴻巣市滝馬室1315番地　101号室加村荘
債務者　増田　健二
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６０８号
埼玉県川口市前川１丁目12番14号　サンライズ前川201号
債務者　上原利美枝（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６１２号
埼玉県新座市北野２丁目３番12―412号
債務者　柴田　祐治
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６１５号
埼玉県川口市西川口５丁目11番22号
債務者　富永**嫥**敬こと　夫　　**嫥**敬
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６２７号
埼玉県上尾市大字戸崎１番地24
債務者　三浦美和子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６３３号
さいたま市北区本郷町252番地２　サントピア土呂201、破産申立時の住所さいたま市北区本郷町17番地１　９―603
債務者　佐藤　京子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６３４号
さいたま市北区本郷町252番地２　サントピア土呂201、破産申立時の住所さいたま市北区本郷町17番地１　９―603
債務者　佐藤　友香
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６３５号
さいたま市北区本郷町252番地２　サントピア土呂201、破産申立時の住所さいたま市北区本郷町17番地１　９―603
債務者　佐藤　友梨
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６５７号
埼玉県戸田市上戸田３丁目８番26―203号
債務者　高橋　　誠
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７７２号
さいたま市南区沼影１丁目23番６号　ロッテすみれハウス
債務者　加藤　裕夫
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係